

三川町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

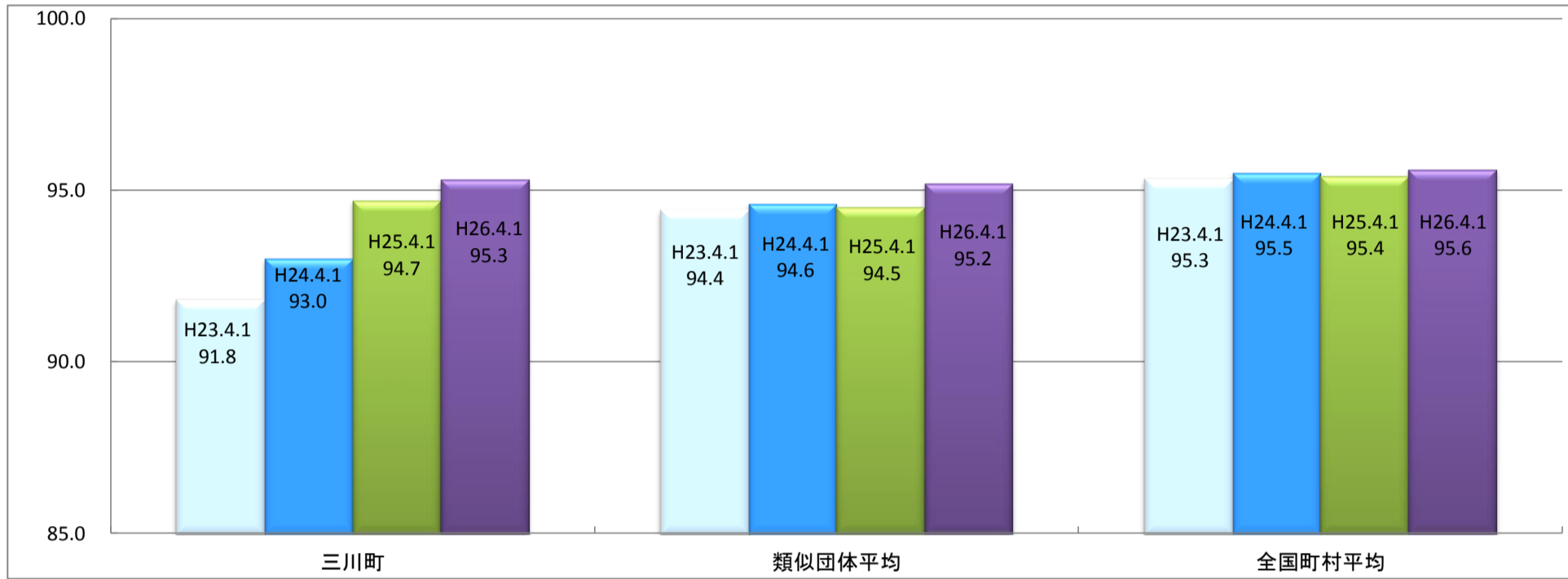
区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成24年度の人件費率
平成25年度	7,623人	3,752,371千円	137,779千円	736,752千円	19.6%	21.2%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成25年度	84人	300,960千円	38,950千円	104,475千円	444,385千円	5,290千円	5,474千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

昇任・昇格基準の見直しによる。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、県の給料表に準拠し、見直しを実施。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。技能労務職の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容

(支給割合) 国基準に準じて、支給割合を決定。（平成27年4月1日実施）

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(5) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
三川町	43.3 歳	321,000 円	356,989 円	334,288 円
山形県	44.3 歳	347,000 円	432,900 円	373,600 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.3 歳	311,417 円	355,415 円	335,656 円

② 技能労務職

区分	公 務 員				民 間			参考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢		平均給与月額 (B)
三川町	40.9 歳	8 人	304,600 円	317,788 円	307,850 円	—	—	—	—
うち業務員	41.4 歳	3 人	301,700 円	317,100 円	310,367 円	用務員	54.3 歳	199,300 円	1.59
うち調理師	40.7 歳	5 人	314,900 円	324,267 円	314,900 円	調理師	41.8 歳	209,900 円	1.54
山形県	46.4 歳	535 人	333,000 円	371,600 円	352,700 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円	—	—	—	—
類似団体	48.3 歳	6 人	268,651 円	291,577 円	280,425 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
三川町	—	—	—
うち業務員	5,023,500 円	2,747,000 円	1.83
うち調理師	5,165,204 円	2,821,400 円	1.83

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成23～25年までの3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区分	三 川 町	山 形 県	国	
一般行政職	大学卒	161,600 円	172,200 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	136,500 円	135,600 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成26年4月1日現在）

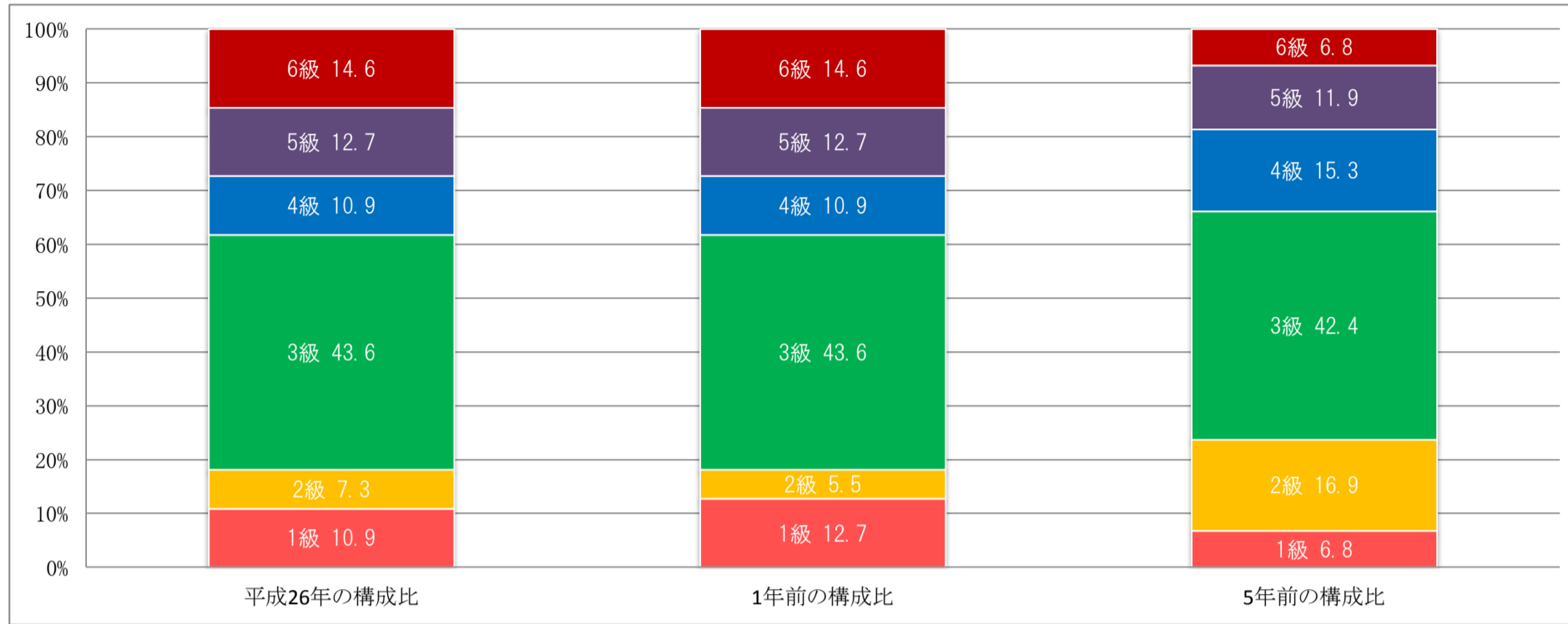
区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし
	高校卒	該当者なし	該当者なし	331,900 円
技能労務職	高校卒	297,000 円	該当者なし	該当者なし

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事・主事補	6 人	10.9 %	135,600 円	243,700 円
2 級	主事	4 人	7.3 %	185,800 円	309,200 円
3 級	係長・主任	24 人	43.6 %	222,900 円	356,400 円
4 級	主査	6 人	10.9 %	261,900 円	390,100 円
5 級	課長補佐	7 人	12.7 %	289,200 円	402,500 円
6 級	課長	8 人	14.6 %	320,600 円	424,600 円

(注) 1 三川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

毎年1月1日現在において、各職員の前1年の勤務成績を判定し昇給の号給数を決定している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三川町	山形県	国
1人当たりの平均支給額（平成25年度） 1,243 千円	1人当たりの平均支給額（平成25年度） 1,526 千円	-
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.20 月分 (1.45 月分) (0.60 月分)	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.20 月分 (1.40 月分) (0.60 月分)	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45 月分) (0.65 月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

基準日前6カ月間において懲戒処分を受けた職員については、成績率に差を設けて手当額を決定している。

(2) 退職手当（平成26年4月1日現在）

三川町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 21.62 月分 27.025 月分	勤続20年 21.62 月分 27.025 月分
勤続25年 30.82 月分 36.57 月分	勤続25年 30.82 月分 36.57 月分
勤続35年 43.70 月分 52.44 月分	勤続35年 43.70 月分 52.44 月分
最高限度額 52.44 月分 52.44 月分	最高限度額 52.44 月分 52.44 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)
1人当たり平均支給額 0千円 17,516千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (平成26年4月1日現在)

支給実績 (平成25年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成25年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
—	—	—	—
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)		95.3 (95.3)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (平成26年4月1日現在)

支給実績 (平成25年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成25年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成25年度決算)		0.0 %		
手当の種類 (手当数)		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成25年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務手当	町民課職員	町税の滞納処分等	0 千円	日額100円、ただし物件の差押え及び引揚等に従事したときは300円
防疫等作業手当	健康福祉課職員	感染症患者の看護等	0 千円	日額 500円
運転者業務手当	業務員	通園バスの運転	0 千円	月額6,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (平成24年度決算)	14,150 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成24年度決算)	152 千円
支給実績 (平成25年度決算)	12,251 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成25年度決算)	135 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) である。

(6) その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	・配偶者 月額13,000円 ・一般の扶養親族 月額6,500円 (ただし、配偶者のない場合は扶養親族1人まで11,000円) ・扶養親族である子のうち、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子は、1人につき月額5,000円を加算	同		9,417千円	229,683円
住居手当	・借家 限度額月額27,000円	同		1,144千円	228,800円
通勤手当	最短の通勤距離が2km以上の者 ①交通機関等利用 (バス、電車等) ②交通用具 (自動車等) 使用	異	交通用具使用における認定方法	7,085千円	107,348円
管理職手当	主幹以上の管理職に対して支給 給料月額×5%	異	支給率	2,248千円	249,778円
単身赴任手当	公署を異にする異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員に支給 定額 (23,000円) + 距離に応じた加算額	同		0千円	0円
休日勤務手当	祝日及び休日に勤務した職員に支給 勤務1時間につき 当該職員の時間単価×1.35	同		140千円	15,556円
寒冷地手当	寒冷積雪の度合の厳しい地域に勤務する職員に対して支給	同		51千円	51,000円

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区分	給料月額等		
	(参考) 類似団体における最高/最低額		
給料	町 長	581,000 円 (625,000 円)	826,500 円 / 410,000 円
	副 町 長	514,000 円 (542,000 円)	630,000 円 / 508,000 円
議員報酬	議 長	257,000 円	330,000 円 / 200,000 円
	副 議 長	209,000 円	284,000 円 / 164,000 円
	議 員	188,000 円	270,000 円 / 145,100 円
期末手当	町 長	(平成25年度支給割合)	
	副 町 長	2.855月分	
退職手当	議 長	(平成25年度支給割合)	
	副 議 長	2.855月分	
退職手当	町 長	(算定方式) 給料月額×勤続月数×100分の56.7	(1期の手当額) 17,010,000 円
	副 町 長	給料月額×勤続月数×100分の33.1	(支給時期) 任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

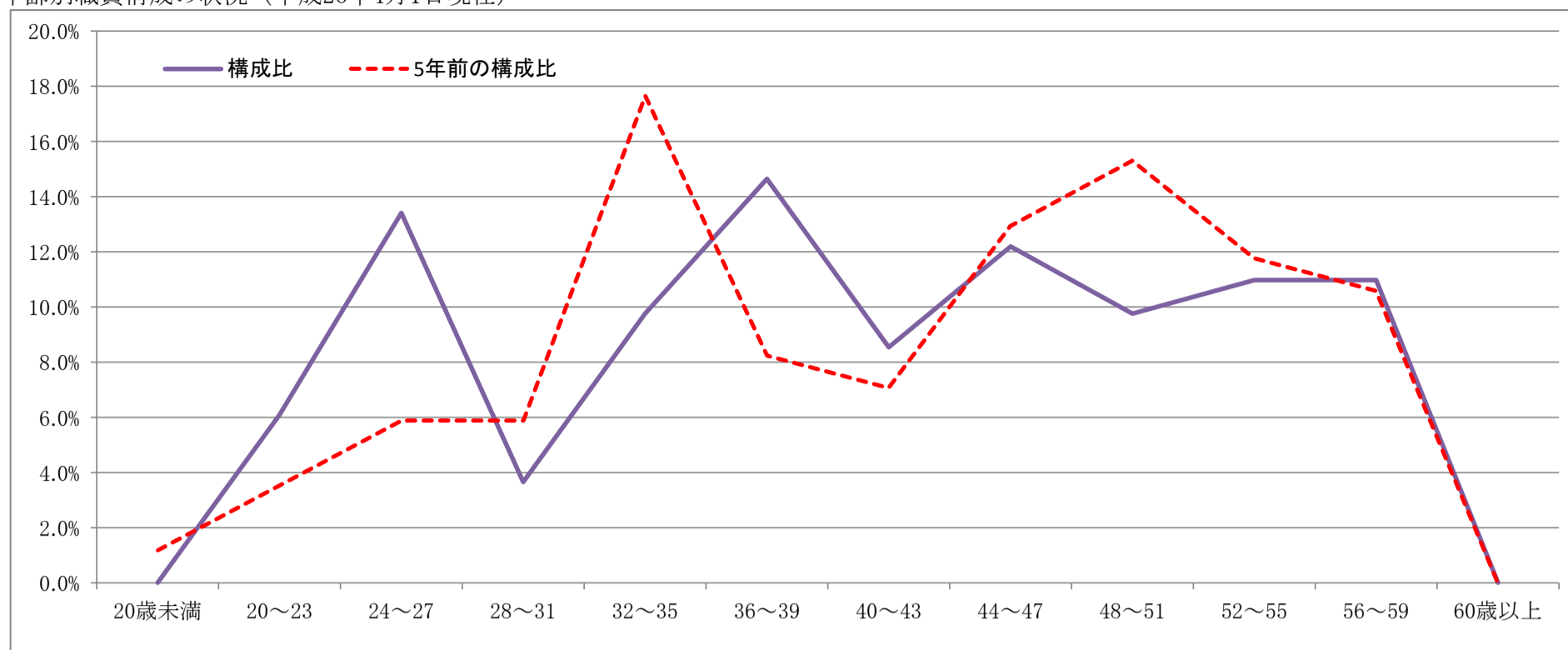
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成25年	平成26年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	0	
		総 務	18	17	▲ 1	事務の統廃合縮小
		税 務	7	7	0	
		民 生	16	17	1	その他
		衛 生	7	7	0	
		農 林	6	7	1	業務増
		商 工	2	2	0	
		土 木	4	4	0	
	小 計	62	63	1	《参考》 人口1万人当たり職員数 82.64 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 99.12 人)	
	教育部門	23	21	▲ 2	事務の統廃合縮小	
消防部門	0	0	0			
小 計	85	84	▲ 1	《参考》 人口1万人当たり職員数 110.19 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 120.72 人)		
公営企業会計部門	下水道	2	2	0		
	その他	5	5	0		
	小 計	7	7	0		
合 計		92 [106]	91 [106]	▲ 1	《参考》 人口1万人当たり職員数 119.38 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	5人	11人	3人	8人	12人	7人	10人	8人	9人	9人	0人	82人

(注) 職員数は一般行政職（一般職から現業職を除く）に属する職員数である。

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		63	62	62	62	62	63	0人 (0.0%)
教育		25	25	25	25	23	21	▲4人 (▲16.0%)
消防		0	0	0	0	0	0	— (—)
普通会計		88	87	87	87	85	84	▲4人 (▲4.5%)
公営企業等会計		8	7	6	7	7	7	▲1人 (▲12.5%)
総合計		96	94	93	94	92	91	▲5人 (▲5.2%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。